

公益財団法人北上市体育協会選手強化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北上市体育協会選手強化本部規程第2条第3号及び第4号で定める事業に交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、公益財団法人北上市体育協会に加盟する競技協会とする。

(対象事業)

第3条 助成金の対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 選手強化助成事業

- ア 教室や講習会などジュニア選手の育成と強化を目的とした事業
- イ 合宿や遠征などジュニア選手の強化を目的とした事業
- ウ 指導者のスキルアップを目的とした事業
- エ その他本部が認めた事業

(2) 技術力向上助成事業

競技協会の国内統括団体が日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会に非加盟（準加盟及び承認団体を含む。）又は国民体育大会の正式競技に採用されていない競技団体が行う技術力、体力の向上に係る事業

(対象経費)

第4条 助成金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費 講師等の謝金
- (2) 旅費 講師、指導者、選手等の交通費及び宿泊費
- (3) 消耗品費 ボール、シャトル等競技に使用する消耗品費
- (4) 保険料 指導者、選手等の傷害保険料
- (5) 負担金 研修等の受講料
- (6) 使用料 施設等の使用料

(助成金の額)

第5条 助成金は、対象経費の3分の2以内の額とし、本部が決定した限度額を超えない額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請及び交付決定)

第6条 助成金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を本部長に提出し、本部の承認を得なければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 事業計画書（様式第2）
- (3) 中期事業計画書（様式第3）
- (4) 収支予算書（様式第4）

2 本部長は、本部の承認を得たときは、助成金交付決定通知書（様式第5）により助成金の額を通知し、4月末日までに銀行振込により交付するものとする。

（事業の変更）

第7条 本部が承認した事業の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる書類を本部長に提出し承認を得なければならない。

(1) 助成金交付変更申請書（様式第6）

(2) 事業計画変更届出書（様式第7）

(3) 収支予算変更届出書（様式第8）

2 本部長は、事業の変更が妥当と認めたときは、助成金交付変更決定通知書（様式第9）により通知するものとする。

3 事業の変更に伴い助成金に返還が生じたときは、助成金交付変更決定通知書受領後20日以内に銀行振込によりその差額を返還しなければならない。

（報告書の提出）

第8条 すべての事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を本部長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(1) 完了報告書（様式第10）

(2) 事業報告書（様式第11）

(3) 収支決算書（様式第12）

2 収支決算書には、領収書を添付しなければならない。

（改廃）

第9条 この要綱の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。